R03-14　農地法の解説（改訂三版）　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 章立て | 項　　目 | 改訂概要 |
|  | 農地法の仕組み（図） | 第16条、第17条等を追加 |
| 第１章  総則 | 第２条（定義） | ・農作物栽培高度化施設の用に供される土地は、「農地」と同等に取り扱われる旨を追加  ・役員兼務の特例（基盤法14条２項）を追加  ・農地所有適格法人の事業要件に営農型太陽光発電事業、バイオマス発電事業及びバイオマス熱供給事業を追加 |
| 第2章  権利移動及び転用の制限等 | 第３条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）  第４条（農地の転用の制限）  第６条の２（農地所有適格法人以外の者の報告等）  第７条（農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合における買収） | ・遺留分侵害額の請求を追加（民法改正）  ・農作物栽培高度化施設の用に供される土地は、「農地」と同等に取り扱われる旨を追加  ・国家戦略特別区域法の適用を受けて法3条1項の許可をする場合の判断を追加  ・農作物栽培高度化施設の用に供される農地は転用に当たらない旨を追加  ・許可に当たっての留意事項に「転用目的が建築物の建築等を伴わない資材置場等である場合」等を追加  ・農地転用の確実性を判断する事由に「建築条件付売買予定地」を追加  ・一般基準に「農業上の効率的かつ総合的な利用の確保の妥当性」を追加  ・農地を養殖池に一時転用する場合の取り扱いを追加  ・太陽光発電設備等の設置関係の通知改正（令和３年３月）を反映  （新　規）  ・「報告の手続き」「報告書の記載事項及び添付書類」「要件に該当しない場合の農業委員会による通知」を記載  ・相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める探索方法等について追加 |
| 第３章  利用関係の調整等 | 第21条（契約の文書化） | ・賃貸借の目的物の減失等を追加 |
| 第４章  遊休農地に関する措置 | 第30条（利用状況調査）  第32条（利用意向調査）  第33条  第34条  第36条  第40条（裁定の効果等） | ・「調査方法」「遊休農地の判定」等を修正  ・「実施時期」「農地の所有者を確知することができないときの公示」等について修正・追加  ・「耕作の事業に従事する者が不在となる農地」「利用意向調査の対象とならない農地」についてそれぞれ修正・追加  ・「所有者等の意思を確認後速やかに利用調整を行う」等に修正  ・勧告の実施時期を修正  ・都道府県知事の裁定は申請日から原則２カ月以内に行う必要がある旨等を追加 |
| 第４章  遊休農地に関する措置 | 第42条（措置命令） | ・農業委員会と農地中間管理機構の連携による遊休農地の解消に向けた取り組みの推進を追加  ・「遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱い」を修正 |
| 第５章  雑則 | 第43条（農作物栽培高度化施設に関する特例）  第44条  第45条  第46条  第51条（違反転用に対する処分）  第52条の２  第53条（不服申立て） | （新　規）  ・「施設の用に供される土地の農地法上の適用」「届出手続」「施設の基準」「農業委員会の処理」「農業委員会が届出を受理した場合における取扱い」「法の規定を適用する際の留意事項」等を記載  ・施設用地が適正に利用されていることの確認等に係る農地法の規定を適用する際の留意事項を記載  ・令和３年３月の省令改正を踏まえ、貸付けの相手方を修正  ・令和３年３月の省令改正を踏まえ、売り払いの相手方を修正  ・農産物栽培高度化施設用地が違反転用に該当する場合の留意事項・事務処理及び第3項の規定による処分基準等を追加  ・省令103条の２に基づき農地台帳に記録された事項を提供するに当たり、「メール等により電子媒体を送付する」旨を追加  ・農地法に基づく主な処分に係る行政不服審査事務（表）に43条届出（４ｈａ以下）を追加 |
| 附則（抄） | 「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」 | ・施行期日を追加 |
| 農地制度の変遷 | Ⅲ　戦後の農地制度（年表） | ・2016（平成28）年「国家戦略特別区域法改正」から2018（令和元）年「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」まで追加。 |

※）上記の他にも条文改正・条ずれ、通知・様式の改正等の反映、「農地利用集積円滑化事業（団体）」「荒廃農地調査」の削除、内容・表記等の見直しを行っています。